

# こどもの居場所づくり支援体制強化事業

成育局 成育環境課

令和5年度補正予算：13億円

## 1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- (1) **実態調査・把握支援**  
居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。
- (2) **広報啓発活動支援**  
こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。
- <広報啓発の取組例>
- ・こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
  - ・居場所マップの作製・配布
  - ・相談を受け付けるための通信設備の改修等
  - ・人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等
- (3) **こどもの居場所づくりコーディネーターの配置等支援**  
地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めめるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織運営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。
- (4) **NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）**  
NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。
- <想定されるテーマ例>
- ・同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
  - ・高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
  - ・障害のある子どもいない子ども遊び、交流し育ち合う場の実施
  - ・居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
  - ・朝食の提供等を行う早期の居場所の開設
  - ・がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援 等

## 3 実施主体等

- (1) **実態調査・把握支援**  
【実施主体】市区町村  
【負担割合】国1/2、市区町村1/2  
【補助基準額案】1 指定都市あたり 5,458千円  
1 特別区・中核市あたり 3,434千円  
1 市町村あたり 1,948千円
- (2) **広報啓発活動支援**  
【実施主体】市区町村  
【負担割合】国1/2、市区町村1/2  
【補助基準額案】1 指定都市あたり 4,133千円  
1 特別区・中核市あたり 3,885千円  
1 市町村あたり 2,130千円
- (3) **こどもの居場所づくりコーディネーターの配置等支援**  
【実施主体】市区町村  
【負担割合】国1/2、市区町村1/2  
【補助基準額案】  
i) コーディネーター配置  
1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）  
10,259千円（2名配置の場合）  
5,318千円（1名配置の場合）  
ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円
- (4) **NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）**  
【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）  
【負担割合】国10/10  
【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針」の周知・広報に必要な経費を要求。

## 5 モビリティの確保に対する支援

5 モビリティの確保に対する支援	担当府省庁
(1) デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） ⇒ 1 (1) 参照	内閣官房・内閣府
(2) 地域公共交通確保維持事業	国土交通省
(3) 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	環境省・国土交通省

## 地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

### 補助内容

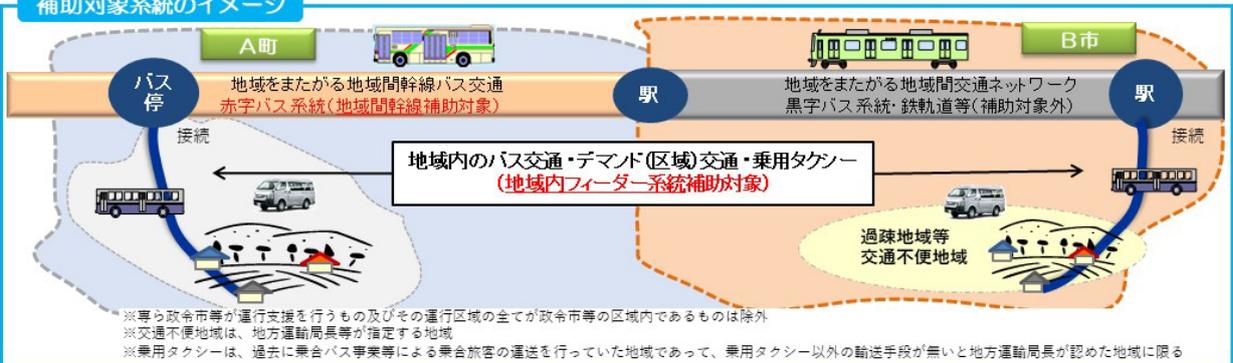
- 補助対象事業者  
地域公共交通活性化再生法に基づき協議会(※)
- 補助対象経費  
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率 1/2以内
- 主な補助要件  
市町村等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※)、  
・一般乗用旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、  
・自家用有償旅客運送者による運行であること  
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること  
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること  
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること  
・経常赤字であること

※令和6年度までは経過措置により、バス事業者等も補助対象とすること、また、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

### 補助対象系統のイメージ



## 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）



【令和6年度予算額 1,495百万円 (2,188百万円)】

新たな地域モビリティ（グリーンスローモビリティ、LRT・BRT等）の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

### 1. 事業目的

- ・ グリーンスローモビリティやLRT・BRT、省エネ鉄道車両等を地域の公共交通へ導入するとともに、利用するエネルギーとして再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

### 2. 事業内容

- (1) グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業（委託/補助）  
・ 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンスローモビリティの車両等の導入支援を行う。
- (2) 交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）  
・ マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。  
なお、BRTについては継続事業のみ支援する。  
・ 鉄道事業における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器（回生車両）の導入を支援する。

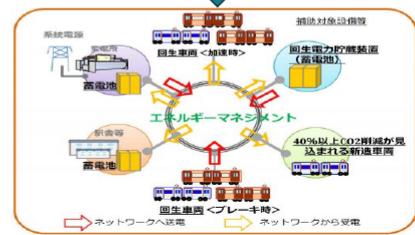
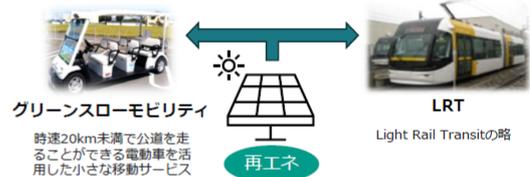
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業/間接補助事業 (1/2※上限あり)  
(2) 補助事業 (1/2,1/3,1/4※一部上限あり)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ

【導入調査・導入支援事業】

【設備整備事業】



【設備整備事業】 鉄道事業の省CO2化

お問合せ先： 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301